

平成28年度 第1回甲賀市特別職報酬等審議会 会議録

1. 開催日時 平成28年10月24日（月）
午前10時から午前11時30分まで
 2. 開催場所 甲賀市役所水口庁舎3階 第4委員会室
 3. 議題 ①特別職報酬等審議会会議及び会議録の公開について
②農業委員及び農地利用最適化推進委員報酬について
 4. 公開又は非公開の別 公開
 5. 出席者
委員 青木清重委員、大橋淳一委員、岡田重美委員、興津昇蔵委員、
奥田修委員、服部辰生委員、中村初子委員、中村絢子委員、
津田納委員
以上9名
事務局 総務部 鈴木部長、杉田次長
職員課 松本課長補佐
農業委員会事務局 菊田局長、松井課長補佐
 6. 傍聴者数 0人
 7. 会議資料 別紙のとおり
 8. 議事の概要
- 出席委員数の報告
出席委員は9人で、委員の過半数の出席であることから、甲賀市特別職報酬等審議会規則第3条第2項の規定により、会議が成立していることを事務局から報告。
- 委員自己紹介
- 会長の選任
委員互選により大橋淳一委員が会長に選任
- 議事
(1) 特別職報酬等審議会会議及び会議録の公開について
①会議の公開又は非公開の決定
事務局 資料に基づき説明
興津委員 公開する場合、具体的にはどういった形で公開するのか。
事務局 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針に基づく。事前に告知をし、傍聴の希望を認めることとなる。
青木委員 会議の周知や傍聴の案内等はどういう方法で行うのか。
事務局 市ホームページに会議のお知らせ等を掲載し周知する。
中村絢子委員 傍聴者の定員5人以上というのは、5人以上の希望がないと傍聴

できないということか。

事務局 席の数という意味である。事務局の努力義務ということで、最低5人以上傍聴できる環境を確保するということである。

【公開で委員全員承認】

②会議録の作成及び会議結果の公表について

事務局 資料に基づき説明

興津委員 会議録に使用する様式はどういったものか。

事務局 会議録に掲載する基準を示したもので、具体的には甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針第8条に示す会議の日時、場所、出席者や発言の主旨等を載せるものである。

興津委員 公開する期間は決まっているのか。

事務局 概ね3年は掲載する。次の審議会があった場合はそれに替える形になると考える。

中村初子委員 委員の個々の氏名は出るのか。

事務局 名前を伏せる場合もあるが、今回の会議においては事務局としては委員名の掲載を考えている。この場で議論し決定いただきたい。

【記名による掲載で委員全員承認】

(2) 農業委員及び農地利用最適化推進委員報酬について

事務局 資料に基づき説明

(業務内容について)

津田委員 法定業務の追加にある農地等の利用の最適化の「等」の部分は登記上の農地以外のものを示すものか。

また、農業委員・推進委員の報酬加算活動にある地域の農業者等との話し合いへの参画の「等」の部分は、農業者以外の誰を指すか。

事務局 農地等の「等」については、農地台帳には登記上の農地と現況農地があることから、それらを含めて農地等という表現にしている。農地以外のものを指すものではない。

農業者等の「等」は特に法人を指している。集落営農組織で農業を営んでいる場合があり、そういった団体を含めて農業者等という表現にしている。

中村絢子委員 農業委員がどれだけ業務をしているかという数値は出ているが、それに対する成果を示すものがない。実際甲賀市では農地が非常に多い状態の中、農業委員のお陰でこれだけ遊休地が解消されたとか、そういう資料がないので農業委員が業務を行っている時間は分かるが、どれくらい成果があるか見えてこないのが報酬の金額については何ともいえない部分もある。

事務局 農業委員の実績として、明確に表われている数値というものは非常に少ない。一つは遊休農地の解消の関係で、旧町単位で1ヘクタール以上は解消したいという目標の中で活動いただいている。この部分は概ね毎年達成できてい

る。ただし、毎年対象の土地が少なくなっており苦勞いただいている。また、日々の活動で農地パトロールを行っていただいております、担当する地域で違反転用がないか、新たな遊休農地の発生がないかなどを目視で確認し、農業委員会に報告いただいている。市民の直接の成果の実感は少ないかもしれないが、違反転用等について、発見し指導を行っていただいているところである。

中村初子委員 大きく変わるのは、現在37名の委員が19名に変更になり、新たに45名の推進委員が設置されるという認識でよいか。そうであれば19名の活動のさらに細かい部分を推進委員が担うということか。これで組織として上手くまわれるか。

事務局 組織としては、農業委員の下に推進委員がいるというイメージではない。基本的には、農業委員と推進委員は同じ立場である。当然地域では農業委員と推進委員が連携して取り組んでいただくことになる。

青木委員 推進委員の45名という人数は決定事項か。

事務局 協議したなかでの決定事項である。

青木委員 一委員が担当する地域としては、確かに広いのかもしれないが、最近ではいろんな情報もある中、イメージとしてこれだけの人が必要かと思う部分もある。もともと45名が活動していたのか。

事務局 今現在は37名である。それをもう少し細分化したもので、これについては、地元の会議や遊休農地解消のための調査等を踏まえて検討したもので、一改良組合に1人の委員がいることが理想ではあるが、それではとても人数が揃わない。実際には会議等における地域の繋がりがある中、地域事情を知っていただいている方に担当いただく、そうすると3、4か所の地域を受け持つのが限度と考える。地域によって多少の面積の大小はある。

岡田委員 新しい体制になるのはいつからか。

事務局 業務そのものは法施行と同時に変わっているが、実際新しい組織で動くのは、現委員の任期が平成29年7月19日までであるので、経過措置により新しい委員からということになっている。

岡田委員 推進委員は増えるが、農業委員の数は半減されることで、現在の農業委員の方からの声はあるか。

事務局 新しい農業委員の業務は、今現在の業務が2つの委員に分かれることから、今までウェイトの大きかった地域の活動について、一定推進委員に移行するので、農業委員そのものの活動についてはその分減ることから、その分人数が減っている。

これは、検討委員会で検討していただいた結果でもあり、農業委員の方にもそのことはご承知いただいている。

トータルとしては新たな業務が増えているが、その分は推進委員が対応するということになる。

(報酬について)

奥田委員 参考値ではあるが、自治体毎に単価に差があるがどのような理屈になっているのか。首長の給料が違うように市町で違いがあるものなのか。

事務局 国や県で基準を設けて設定しているものではないので、各市町の考えによって差が出ている。現在の農業委員でいうと、金額の設定にあたり、概ね1ヘクタールあたりの報酬を試算しており、甲賀市は県内で8番目の位置で、1ヘクタールあたり259円でほぼ真ん中の金額である。どうしても面積の少ない市町は単価が高くなる傾向にある。

奥田委員 近隣の湖南市との比較で甲賀市が低いのは腑に落ちない部分があるのではないかと。

事務局 加算措置の部分については、他の市町は定額で設定している部分がある。甲賀市では、定額の部分を若干抑え、加算により支払うという体系を考えている。他の市町は定額で設定しているところが多く、現時点では加算体系を採用するか検討している段階の市町が多い。

興津委員 加算措置は1回あたりの金額は設定されているが、上限はあるのか。

事務局 毎月活動していただく分については、現農業委員の業務で概ね1か月で1日程度である。これを基本に推進委員についても概ね1か月に1日の調査活動になると推測している。

奥田委員 活動報告書はあるのか。

事務局 毎月提出いただいている。

興津委員 例えば平野部や中山間地域で主となる活動内容や量が異なると思うが、そのこと自体は報酬額案の決定の際に意見はなかったのか。中山間地域では耕作放棄地のパトロールなどがかなり多く、平野部では農地転用の話がほとんどという感じがする。新制度で動き出してから不公平感が出ないか気になる。

事務局 いくつも改良組合はある地域は、確かに会議の出席等も多い。この部分は加算措置で補っていきたい。ただ、日々の農地パトロール等の活動のウェイトとしてはさほど差はない状況であり、それをベースに設定している。必要であれば加算措置での調整に繋げていききたい。

【事務局案で委員全員承認】

事務局 今後の予定として、12月議会で今回の審議内容を提案させていただき、ここで正式に決定されれば実施ということになり、平成29年7月20日から施行するという流れになる。議会で議決されれば改めて報告させていただく。

○閉会